

サマリーエクセキューション(法的手続きを経ない死刑)について

—とくにテロ行為における犯人射殺との均衡—

佐々木 知子

- 1 はじめに
- 2 サマリーエクセキューションについて
- 3 アメリカにおけるサマリーエクセキューションについて
- 4 対テロリスト問題について

1 はじめに

報告者が約 20 年前、検事教官として国連アジア極東犯罪防止研修所に在籍中のこと、アムネスティが強力に死刑廃止を訴えていることに関し、在アメリカ一等書記官等を歴任したいわゆる国際派の所長が、欧米では死刑執行はなくても Summary execution が行われている旨を指摘された。

これは主に、警察など法執行機関による犯人の現場射殺を意味し、summary execution と見出しされたアメリカの新聞記事も読んだ。逃亡しようとする犯人を現場で射殺するのは当然として、たとえ人質連れであってもそれが故に執行をためらうことなく、結果として犯人と共に射殺することになっても正当行為だというのである。

ここで重きを置かれるのは、危険分子を逃さずに社会秩序を守ることであり、この点、犯人を無事に捕獲して適正な裁判を行い真実を明らかにすること、そして(死刑にしない限り)犯人の更生に重点を置く日本の刑事司法とはずいぶん異

なることを考えさせられた。日本はとにかく人命を尊重する国である^(注1)。

2 サマリーエクセキューションについて

(1) 定義

告発と同時に、裁判なしに直ちに犯人を殺害することとされる。見せしめ裁判も含むが、通常は、刑罰の重さに比して、逮捕・告発・執行のすべてが極めて短期間に行われる場合であると解される。警察、軍隊、準軍事組織によって行われており、ゲリラ戦争や反乱鎮圧の外、正常な法手続きが崩壊している場合である。

有名なものでは、1968年グエン・ヴァン（ベトコン）を国家警察署長が外国通信員の前で射殺した事件、1989年チャウシェスク大統領夫妻の殺害などがある。

(2) 違法性

確立された戦争法規によって律せられる軍事下は別として、一般には市民が公正な裁判を受ける権利を侵害しており、違法である。

コモンローに基づく憲法及び法制度によれば、資格を有する裁判官による審議・判決なしでの死刑執行は禁じられるし、国連の市民及び政治的権利に関する規約（ICCPR）でも「すべて人は固有の生存権を有する。この権利は法律によって守られる。誰であれ恣意的にその生命を奪われることはない」（6条1項）、「死刑は資格を有する裁判所の下した確定判決によってのみ実行される」

(注1) 日本赤軍による一連の事件での日本政府の対応はメンタリティの相違を際立てる。赤軍派は1974年1月、人質5人を盾にとって犯人4人の国外移送をシンガポール政府に要求したが拒否されたため、翌2月、在クウェート日本大使館を占拠して12人を人質にとった。そこで日本政府はシンガポール政府を説得し、犯人移送に応じさせた。翌75年、在クアラルンプールのアメリカ・スウェーデンの大使館が占拠され人質がとられた事件では、受刑者釈放の要求に対し、政府（三木首相）は超法規的措置として5人を釈放し、77年、日本航空機がインドでハイジャックされてダッカに強制着陸した事件では、やはり超法規的措置（福田首相）として赤軍派メンバー6人を釈放、身代金600万ドルを支払った（この事件がきっかけで日本政府はSATを設置することになった）。

（同2項）と定めているところである。

しかし実際には国や時代を問わず、警察などによって違法な死刑執行が行われている。

(3) Extrajudicial killing (punishment) について

なんらの法的手続きを経ないで政府権力が行う殺害のことである。法的手続きを踏んでいないのでその性質上、違法である。標的としてしばしば狙われるのは政治的・労働組合・反体制派・宗教的・社会的な各リーダーであり、国家政府あるいは軍隊や警察などの国家権力によって実行される（cf.「暗殺」は国家権力によるとは限らない。）

中東（中でもパレスチナ諸国とイラク）、中央アメリカ、アフガニスタン、バングラデシュ、パキスタン、スリランカ、アフリカのいくつかの国・地域、ジャマイカ、コソボ、南アメリカの一部に加え、ロシア、ウズベキスタン、タイ、フィリピンで行われているとされる（近時の重大な問題は、アメリカがパキスタンなどに対して行っている無人爆撃機による target killing である。後記）。

この一種である Encounter killing は、南アジア、ことにインドで頻発しているとされる。これは警察などの武装機関がギャングやテロリストに対し、相手が襲ってきたので自衛手段として殺害したように装い、武器を死体近くに置くなどして隠蔽を図るなどのケースである。

3 アメリカにおけるサマリーエクセキューションについて

(1) 有名な「ボニーとクライド」事件

ボニー（1910年生）とクライド（1909年生）のカップルは、多くの殺人・強盗に関与し、警察から追われる身となってフォードで走行中の1934年5月23日、待ち伏せていたテキサス・レンジャー4人及びルイジアナ州警察の警官2人から短機関銃で150発以上もの連射を受けて射殺された^(注2)。

(2) 警察官による殺害について

公務の内外・理由・方法を問わず、警察官により殺害される人の数は、年400人程度と推定されている。

アメリカ連邦裁判所が定めた基準の範囲内で、公務中の殺害は各州法が各州及び地方の警察組織に対して認めている。いついかなる方法で殺害するかについては各組織がそれぞれその方針及び手続きを定めており、その範囲内であれば合法的殺害とされるが、その状況が疑わしいときには捜査をする。

(3) 日本の場合

ア 逮捕の際の武器使用は、正当防衛・緊急避難又は警職法7条に定める場合においては認められる（詳細は「警察官職務執行法」古田著・立花書房）。

実際に殺害した例として、瀬戸内海シー・ジャック事件犯人射殺が挙げられるが^(注3)、むしろ例外であり、愛知長久手町立てこもり発砲事件^(注4)に見られるように、可能な限り犯人（及び人質）を殺さず無事に捕縛したうえ裁判にかけようとする姿勢が顕著に見てとれる。

イ 警察組織も国民に支えられて存在するものであるから、この姿勢は日本人のメンタリティに合致していると考えられる。

すなわち、その一つは平和主義ないしは人命尊重であり、他の一つは、日本ではその犯罪がなぜ起きたのかについての真相究明を国民が願い、裁判に

その機能を託すからではないかと考える。逃げ切れないと観念した犯人が自殺をすればマスコミは捜査の不備を責めるし、特異な殺人事件などにおいて犯人の「心の闇」は果たして解明されたのかといった論調はよく目にするところである。

上記アジア極東犯罪防止所では、アジア・アフリカ・欧米・中南米各国の刑事司法実務家と数多く接したが、日本のように自白事件が普通という国は他になく、捜査官が自白獲得のために特に努力することもなければ、裁判で真相解明に尽くすといった姿勢もおよそ見受けられなかった。もちろん日本の刑事司法では自白は真相解明に最重要であるとともに、ムラ社会においては真人間として復帰してもらうのに必要と考えられるところである。

ウ 両者の相違の来る所以は、民族や階級差などが甚だしい発展途上国では被疑者と為政者との間には対立こそあれ信頼が欠如するため本当のことは言わないのが普通であるのに加え、いずれの国においても宗教の存在が大きく無宗教の人でもまずいないため、真実は人間の手ではなく神の下でこそ明らかになるとの意識が強いからのように思われた。

たとえ現世で逃げおおせたとしても、最後の審判では神の裁きが下り、地獄に行くのが必定であれば、未熟な人間が懸命に真相究明をする必要もなければその立場にもないということになる。

彼らからはよく日本の精密司法に対してそのコストを尋ねられて面食らったものだが、確かに真相究明の必要がなければ、危険な犯人は裁判にかけずに社会から抹殺しても問題はないし、捕獲後は隔離して社会をその危険から守ればよいとの考えに容易に結びつくように思われる。

4 対テロリスト問題について

(1) 9.11 後即時の対テロ宣言

2001年9月14日、The Authorization for Use of Military Force (AUMF)

(注2) 凶悪犯であるが、禁酒法と世界恐慌下で憂さ晴らしのように犯罪を繰り返す彼らをメディアですら英雄視する傾向が当時からあり、後に映画や舞台、ドラマ、音楽その他文化にも大きな影響を与えた（例えば、アメリカのニューシネマの先駆けとされる「俺たちに明日はない」（原題「ボニーとクライド」）など）。

(注3) 昭和45年、広島・福岡・山口と次々に銃使用による凶悪事件を起こし、警察が追跡中の犯人が瀬戸内汽船に乗り込み船長以下多数を人質にして警察官に向けて発砲した事件。大阪府警捜査部長が狙撃して殺害したのに対し、北海道の弁護士2名が同捜査部長及び広島県警本部長を特別公務員暴行陵虐致死などで広島地検に告発したが不起訴処分となったため付審判を請求したのに対し、広島地裁は刑法35条に該当し違法性が阻却されるとして無罪とした（昭和46年2月26日決定、判時622号27頁）。

(注4) 平成19年5月、元暴力団員の男（50歳）が元妻宅で復縁を迫り、拳銃をもって暴れている旨の通報を受け、赴いた交番捜査部長に対し男は拳銃を発砲、捜査部長は首を狙撃されて重態となった（救出されず）。人質を殺すと脅されて愛知県警刑事課10人らはただ説得を続けるばかりの中、続くSATの1人が犯人に撃たれて死亡し、犯人捕縛までに丸1日を要した。

アメリカ議会の合同決議として裁可された（420 名賛成，反対 1 名）。これは，国がテロリストとの戦闘という非常事態にあると宣言し，9.11 を計画・権限付与・実行・援助した者及びそれらの者を匿う者について大統領に軍隊の使用を無期限に一任するという内容である。

当局による電子監視が行われ，テロリストと認めれば逮捕・搜索令状も不要であり，管轄外の国に移送することによって拷問も行われているとされる。

(2) ビン・ラディン殺害事件（2011.5.2）

アメリカ政府は当初より国際テロ組織アルカイダの指導者ビン・ラディンの殺害を企図しており，生け捕っての裁判実施を想定していなかったところ^(注5)，パキスタンでの潜伏先を突き止めて同日，同国への通告なく，特殊部隊多数において潜伏先邸宅を急襲，40 分の銃撃戦の後に制圧，非武装のビン・ラディンの頭部と胸部を打ち抜いて殺害，他に子息ら 4 人も殺害した。

明らかに summary execution と思われるが，同事件に批判を呈したのはウルグアイ，ベネズエラ，チリなど少数であり，日本を含む大方の国はアメリカ国内と同様，賛意を表した。アメリカ国内ではテロとの戦争であるとの考え方によっている故と思われる。

(3) アラウキ殺害事件（2011.9.30）

続いてアメリカは，イエメンにおいて，アルカイダの精神的指導者アラウキを drone strikes（無人爆撃機）により，その乗っている車に照準を合わせる方法で target killing し，その際同乗者のサミル・カーンとアラウキの 16 歳息子も共に殺害するという事件を引き起こした。

これは上記ビンラディン殺害事件とは異なり，無人爆撃機という手段（後記）

(注5) "Don't Court Bin Laden" By Gary Dempsey (2001.10.2) Cato Institute

同容疑者に対しては，第二次大戦のナチスに対して実施したニュールンベルク裁判は，その態様がまるで異なり実効性がないとする。むしろ確立された戦争法規によれば，制服を着用せず武器を隠している敵は違法な戦闘員とみなされ，ジュネーブ条約の下捕虜の資格を有せず，戦争法規によって守られないとする。

によるためイエメンの主権を露骨には侵害していないものの，アメリカ国内で大きな論議を巻き起こした。その理由は被害者らがアメリカ国籍も有していたことにある。

すなわち本件は，アメリカのいわゆる foreign murder statute（アメリカ人がアメリカ管轄外にいるアメリカ人を殺害するのは違法とされる法律）に明確に違反するからである（"Can Obama Order Executions of Citizens Abroad?" By Gene Healy, Cato Institute）。CIA も例外ではないため，違法の主張ないし裁判が提起されている。もっとも訴追については司法長官による起訴が条件とされているので，とりあえずの問題はないとされるが，同法には時効がないためいずれオバマ大統領自身が起訴される可能性もないわけではないとされる。

(4) Signature strikes（識別特性爆撃）の問題

ア 無人爆撃機について

操縦は遠隔操作による。アメリカ本土にある基地でコンピューター画面を見ながら操作し，アフガン国内などにある飛行場から離陸させ，搭載したカメラやレーダーにより，武装組織の拠点や隠れ家を識別してミサイルを撃ち込むのである。

オバマ政権は軍事費削減とアフガンなどに展開する米地上軍の犠牲を減らすために無人機作戦を続け，上記アラウキ殺害などによりテロの脅威を減らしたと強調する。

イ 識別特性爆撃の実態

その延長として，アメリカは，すでにブラックリストに掲載されて素性が明らかになっているテロリスト以外であっても，テロリストに特徴的な行動パターンが識別でき，同国に対する切迫した脅威だと判断された場合には攻撃することが許されるとして，テロリストではない一般市民をも大量に巻き込んでいるとされる。

国連人権理事会の依頼により，対テロと人権との関係を担当するエマーソ

ン特別報告書らが2013年に調査した結果によると、アルカイダやイスラム武装勢力「タリバン」などが展開する地域で米軍が行い、英軍も一部地域で実施したという。パキスタンでは2004年以降、無人機攻撃により計2200人が死亡し、うち400人は民間人で200人が非戦闘員だった旨指摘する。アフガニスタンとイエメンでもそれぞれ50人以上、20人以上の民間人の犠牲者が出たという。

同報告は無人機を違法な兵器と断定はせず、米国に対し民間人が犠牲になったケースの情報公開を促し、「自衛権の行使」ではなくより明確な法的根拠を示すように求めている。

(5) いわゆるホームグロウンテロについて

ア オクラホマシティ連邦政府爆破事件(1995年)は死亡者168人、負傷者800人以上であり、9.11までアメリカ最大の爆破テロ事件であった。犯人はかつてアメリカ軍所属で湾岸戦争にも従事したアメリカ人(アイルランド系カソリック)であったことが全米に衝撃を与えた。

主犯は死刑判決となり(裁判長は「これで枕を高くして眠れるでしょう」と述べた)、薬物による死刑の様子(2001.6.11)が監視カメラを通して多数の被害者遺族に公開された。

イ 2009年以降頻発するようになったが、既遂は少ない(2009年のテキサス州 米軍基地でのパレスチナ系軍医による銃乱射事件など4件だけ)。

ウ 続いて、死者3人、300人近い負傷者を出したボストンマラソンテロ爆破事件(2013.4.13)の衝撃は極めて大きい。

9.11以降テロのイメージはイスラム系外国人であったのだが、容疑者兄弟(兄26歳、弟19歳)は白色人種(チェチェン共和国出身)でアメリカ育ち、しかもイスラム教過激派組織の指示ではなく自らの意志で犯行に及んだとされるからである。爆破方法はインターネットによって会得し、同じくイスラム過激派組織によって大きく洗脳されたという。

なお、2人は警察に追跡される途中で警察官1人を殺害、事件の4日後、警察との激しい銃撃戦の末兄は射殺され、弟は重傷を負って逮捕された。2013年7月10日連邦地裁で開かれた初公判で無罪を主張したが、翌年1月30日、司法長官は「犯行の性質と被害を考慮すれば死刑に値する」として死刑求刑の意図であることを述べた。

エ 9.11など外から入ってくるテロとは根本的に異なり、この種テロリストには水際対策が利かない。

互いに隣人を見張る形になるので、さらに監視が厳しくなってプライバシーが侵害され相互の信頼が阻害される一方で、国境のないネットでの洗脳効果は絶大である。

以 上